

## 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

### 1 概要

- ・道路占用料は、道路管理者である地方公共団体の条例で額および徴収方法を定めることとされている。(道路法第 39 条 2 項)
- ・本県の道路占用料は従来から国の占用料に準じ金額を定めており、この度、道路法施行令の一部改正(令和 2 年 11 月 25 日施行)により占用料の改正が行われたことから、本県においても条例を改正するもの。

### 2 改正内容

#### ・占用料単価項目の追加

磁気マーカ等の自動運行補助施設が道路占用物件として追加されたことに伴い、その占用料の額を新たに定める。

## 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正により、自動運行補助施設についての指定区間内の一般国道に係る道路占用料の額が定められたことに伴い、県道（指定区間外の国道を含む。以下同じ。）についてもこれに準じて定めるため、滋賀県道路占用料徴収条例（昭和 44 年滋賀県条例第 25 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 道路管理者以外の者が県道に自動運行補助施設を設置しようとする場合の道路占用料の額を定めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県道路占用料徴収条例新旧対照表

旧					新								
本則および付則 省略 別表 (第2条関係)					本則および付則 省略 別表 (第2条関係)								
占用物件の種類		占用料			占用物件の種類		占用料						
		単位	所在地				単位	所在地					
			第2級地	第3級地				第4級地	第5級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
省略					省略								
法第32条第1項第2号に掲げる物件	省略				法第32条第1項第2号に掲げる物件	省略							
新設					法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4	3	2	2

検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの		13	9	8	7
道路の構造または交通の状況を表示する標柱その他の柱類		1本につき1年	1,000	730	610	540
その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	650	460	380	340
	地下に設		390	270	230	200

<u>法第 32 条第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる施設</u>		1,300	910	760	680
省略		省略			
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年					

		けるもの				
	その他のもの		1,300	910	760	680
<u>法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設</u>			1,300	910	760	680
省略			省略			
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年						

